

○飯塚国際車いすテニス大会開催支援補助金交付要綱

平成25年1月15日

飯塚市告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚国際車いすテニス大会(以下「大会」という。)の開催を支援し、障がい者理解の促進と地域振興を図るため、特定非営利活動法人九州車いすテニス協会(以下「協会」という。)が開催する大会に対し補助金を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 大会開催に係る事業
- (2) 大会の啓発を目的とする事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 諸謝金
- (2) 旅費
- (3) 会場使用料又は会場設営費
- (4) 借上料
- (5) 消耗品費
- (6) 燃料費
- (7) 印刷製本費
- (8) 通信運搬費
- (9) 広告宣伝費
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(補助金の申請)

第5条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 大会開催要綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告)

第6条 協会は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条に規定する補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金に係る書類等の整備)

第7条 協会は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了の日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。